

群馬県公共施設等総合管理計画 概要

趣旨・背景

1 これまでの取組

- ・ 公共建築物については、ファシリティマネジメントの考え方を取り入れ、平成25年3月に「群馬県県有財産活用基本方針」を策定し、量、質、コストの最適化に向けた取組を進めている。
- ・ 道路や河川等の主要なインフラ施設については、分野別・類型別の長寿命化計画を策定し、施設の特性に応じた効率的・効果的な維持管理に取り組んでいる。

2 国の取組

- ・ 国では、平成25年11月に「インフラ長寿命化基本計画」が策定された。当該基本計画により、国民の安全・安心を確保し、中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図る方針が示され、国・地方公共団体等が一丸となって戦略的な維持管理・更新等を推進することとなった。

3 策定の趣旨

- ・ 公共施設等の老朽化対策の一層の推進を図るため、国の動きと歩調を合わせて、これまでの取組や既存計画等との整合に留意しながら、全庁的・長期的な視点に立って、機能集約・長寿命化、利活用促進等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針を定める。
- ・ 本計画は、平成26年4月総務大臣通知により各地方公共団体に策定要請のあった本県の「公共施設等総合管理計画」とする。

第1章 計画策定の目的

1 策定の目的

- ・ 公共施設等の機能集約、長寿命化、利活用促進等の取組を総合的に進めることで将来負担の軽減を図るとともに、県民生活・経済活動等の安全・安心を確保し、必要なサービス・機能を持続的に提供する。

2 位置付け

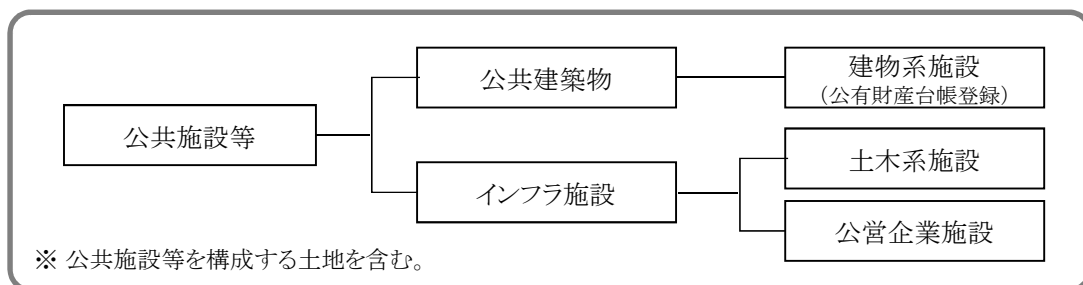
- ・ 「インフラ長寿命化基本計画」等を踏まえ、「群馬県行政改革大綱」で定める資産の適正管理・有効活用等の取組を推進するための全庁的な方針として策定する。

3 計画期間

- ・ 平成28年度から平成37年度までの10年間とする。

4 対象施設の範囲

- ・ 本県が所有又は管理する全ての公共施設等とする。



第2章 公共施設等を取り巻く現状と課題

1 公共施設等の状況

(1) 公共建築物の状況

- ・平成26年度末時点での総延床面積は約293万㎡となっており、膨大なストックを保有している。
- ・公共建築物は、全体の約5割が建築後30年以上経過している。

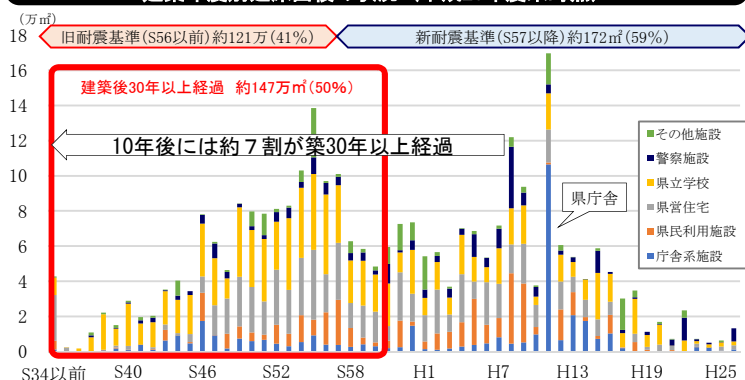
(2) インフラ施設の状況

- ・インフラ施設は、道路の舗装延長3,246km、橋梁2,738橋、河川の流路延長2,692km、都市公園5施設・面積127.8haなど、膨大かつ多種多様なストックで構成されている。
- ・橋梁は、全体の約4割が建設後50年以上経過している。

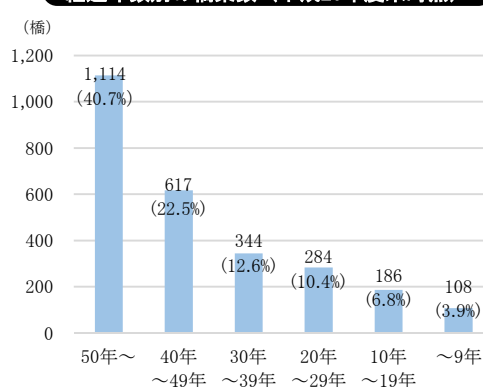
(3) 未利用資産の状況

- ・売却等による未利用地等の縮減に取り組んだ結果、平成20年度以降で約42億円の収入を確保している。

建築年度別延床面積の状況（平成26年度末時点）



経過年数別の橋梁数（平成26年度末時点）



2 人口の推移・推計

- ・将来の人口は減少すると予測され、公共施設等の数量や規模が過剰な状態になることが見込まれる。
- ・少子高齢化の傾向が一層顕著になり、公共施設等の利用ニーズが大きく変化すると予想される。

3 財政に係る状況

- ・歳入総額が伸び悩む一方で、公債費や社会保障関係費が増加傾向にある。
- ・公共施設等の維持管理・更新等に要する財源の確保がますます厳しくなっていくことが予想される。

4 中長期的な費用の見込み(モデル試算)

	事後保全型(40年更新)	予防保全型(65年更新)
対象施設(H24～26保全計画作成施設)	庁舎系施設(事務庁舎) 24施設	
30年間の費用(H27～H56)	約270億円	約224億円
30年間の費用削減効果	-	約46億円(約17%減)

5 公共施設等に関する課題

(1) 公共施設等の一斉老朽化への対応

- ・公共施設等の全体の状況を把握しながら、戦略的な維持管理・更新等を推進する必要がある。

(2) 社会構造の変化や新たなニーズへの対応

- ・公共施設等の見直しを行い、より効率的・効果的にその役割を果たしていくことが求められる。
- ・安全・安心への要求や環境負荷の低減等の新たなニーズにも対応する必要がある。

(3) 限られた財源による対応とコストの平準化

- ・更新等に当たっては、持続可能で最適な規模となるよう十分に検討する必要がある。
- ・予防保全型の維持管理により、中長期的な維持管理・更新費用の縮減・平準化を図る必要がある。

第3章 公共施設等の総合的・計画的な管理に関する基本的な方針

1 基本的な考え方

(1) 基本的な考え方

【公共施設等マネジメントの推進】

- ・ 公共施設等を自治体経営における重要な資源として最大限有効に活用するとともに、効率的・効果的な維持管理・更新等を実施するための総合的なマネジメントを推進する。
- ・ 公共施設等全体の量・質・コストの最適化を図り、時代の変化に対応した質の高いサービスを提供する。

(2) 基本的な視点

- ①持続可能な資産経営 ②安全・安心の確保 ③多様な主体との連携・協働

2 取組の推進方向

【推進方向1】施設総量の適正化

人口動態や社会経済情勢等を踏まえ、公共施設等の適切な規模・サービス水準を検討するとともに、公共建築物の機能集約の推進など、施設総量の適正化に取り組む。

総量適正化の方針	<input type="checkbox"/> ニーズの変化への対応(規模縮小、廃止・撤去、トータルコストを考慮した新設) <input type="checkbox"/> 公共建築物の機能集約等の推進(コンパクト化)
----------	---

【推進方向2】計画的な保全による長寿命化の推進

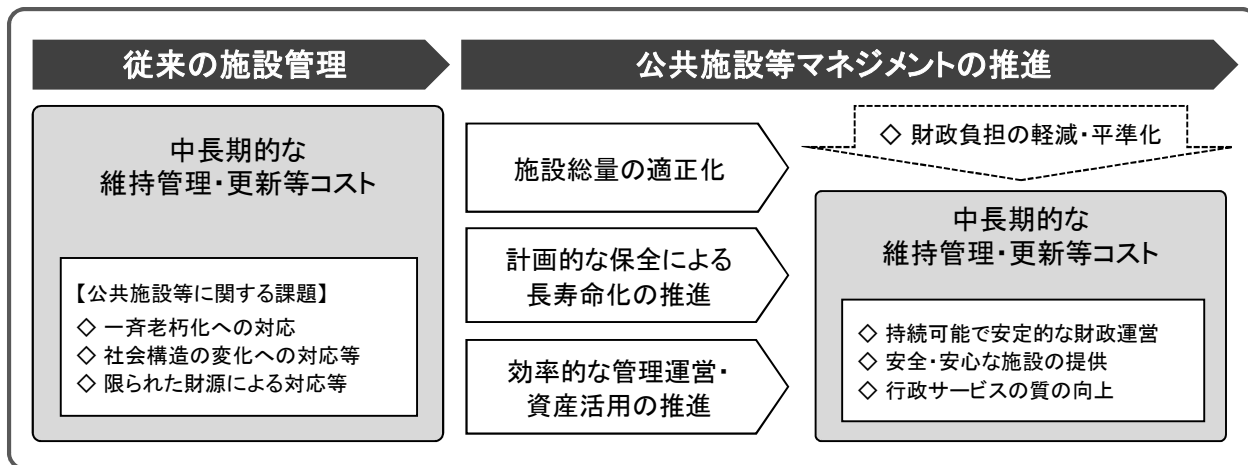
点検・診断等に基づく予防保全型の維持管理を導入し、安全性を確保するとともに、公共施設等の長寿命化を推進し、財政負担の軽減・平準化に取り組む。

点検・診断等の方針	<input type="checkbox"/> 点検等の着実な実施 <input type="checkbox"/> 不足情報の収集・整備と活用 <input type="checkbox"/> 点検基準の整備 <input type="checkbox"/> 人材確保・技術者の育成 等
維持管理・修繕・更新等の方針	<input type="checkbox"/> 予防保全の実施 <input type="checkbox"/> 長期保全計画の作成 <input type="checkbox"/> 長寿命化計画の策定 <input type="checkbox"/> 民間活力の活用 等
安全確保の方針	<input type="checkbox"/> 危険箇所等への対処 <input type="checkbox"/> 建築物の非構造部材の安全対策
耐震化の方針	<input type="checkbox"/> 耐震改修の推進
長寿命化の方針	<input type="checkbox"/> 予防保全の実施 <input type="checkbox"/> 長寿命化設計基準等の整備 <input type="checkbox"/> 目標使用年数の設定 <input type="checkbox"/> トータルコストを考慮した大規模改修の実施

【推進方向3】効率的な管理運営と資産活用の推進

民間活力を積極的に活用するなど、公共施設等の効率的・効果的な管理運営を推進するとともに、資産活用による新たな財源の確保に取り組む。

効率的な管理運営・資産活用の方針	<input type="checkbox"/> 民間活力の活用 <input type="checkbox"/> 省エネルギーの推進 <input type="checkbox"/> 受益者負担の見直し <input type="checkbox"/> 資産活用による財源確保 等
------------------	--



第3章 公共施設等の総合的・計画的な管理に関する基本的な方針

3 計画の推進体制・方策

(1) 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有

- ・本計画の推進、進行管理、取組全般に係る総合調整を行うため、全庁的な取組体制等を整備する。

全庁的な取組体制の整備	既存の庁内会議(県有財産利活用推進会議等)の活用 等
情報管理の一元化	土地・建物情報の一元管理、保全情報の管理

(2) 総合的・計画的な管理を実現するための方策

- ・職員研修の実施、財源確保の検討のほか、多様な主体との連携を深め、計画の実効性を高める。

職員の意識啓発・技術力向上	研修・庁内広報等を通じた職員の意識啓発、技術研修の実施
計画推進のための財源確保	必要な財源の安定的な確保に向けた検討
国・市町村との連携	既存の会議(公有財産利活用連絡会議)の活用 等
民間との連携	群馬県PFI事業等活用ガイドラインによる推進
大学等との連携	専門的な知見を有する大学等との連携

(3) フォローアップの実施

- ・必要に応じて計画の見直しを行うとともに、議会や県民への情報提供・報告を適宜行う。

取組の評価と見直し	取組状況の把握・評価、計画の見直し・充実
議会や県民との情報共有	議会への報告、県HPへの掲載 等

(4) 分野別・類型別計画の策定

- ・公共施設等の機能集約や長寿命化等を着実に推進するため、行政サービス分野や施設類型ごとに具体的な取組方策を示す分野別・類型別計画を策定する。

4 計画期間における管理目標

- ・計画期間内に重点的に取り組む事項を「管理目標」として設定する。
- ・管理目標は、計画の進捗状況にあわせて適宜見直しを行う。

① 適切な点検・修繕等(計画に基づく修繕、点検診断結果を踏まえた修繕等)の実施により、公共施設等の健全性を確保し、老朽化に起因する重大事故ゼロを継続する。
② 中長期的な視点から公共建築物の利活用の方向性を検討・整理し、移転、集約、廃止、解体撤去が可能なものから順次実施する。
③ 未利用資産の早期売却を行うとともに、売却等が困難な資産については、個々の資産に応じて収入確保に取り組む。

第4章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

- ・「第3章 公共施設等の総合的・計画的な管理に関する基本的な方針」に基づき、次の施設類型について、それぞれの特性を踏まえた管理方針(基本方針)を整理する。
- ・具体的な取組方策は、分野別・類型別計画で定める。

施設区分		施設類型
公共建築物	建物系施設	庁舎等、県営住宅、県立学校、警察施設
インフラ施設	土木系施設	道路、河川、砂防関係施設、都市公園、下水道、治山施設 土地改良施設、交通安全施設
	公営企業施設	電気事業施設、工業用水道事業施設、水道事業施設 施設管理事業施設、病院事業施設